



第2章  
公園便所の  
現況と課題

# 1 設置状況

## (1)設置公園と設置数

表 2-1-1 便所の設置公園と設置数 (令和元年度(2019年度)末現在)

公園種別	名 称	設置数 (箇所)	公園種別	名 称	設置数 (箇所)	
街区公園	大井池公園	1	近隣公園	津雲公園	1	
	金田公園	1		佐竹公園	1	
	玉の井公園	1		竹見公園	1	
	原新池公園	1		青山公園	1	
	豊津公園	1		くちなし公園	1	
	広芝公園	1		江坂公園*	1	
	南金田公園	1		南吹田公園	2	
	南清和園公園	1		山田西公園	1	
	山田公園	1		新芦屋中央公園	1	
	榎阪大池公園	1		佐井寺南が丘公園	1	
	谷上池公園	1		健都レールサイド公園*	1	
	江坂山南公園	1		小計	12	
	安威川公園	1		地区公園	中の島公園*	1
	山田下公園	1			片山公園*	1
	末広公園	1	桃山公園*		1	
	尺谷公園	1	小計		3	
	亥の子谷公園	1	総合公園	千里南公園*	3	
	片山北ふれあい公園	1		千里北公園*	3	
	佐井寺新池公園	1		紫金山公園*	3	
	山田下ふれあい公園	1		小計	9	
	吹一公園	1	遊園	北の町遊園	1	
	千里山東公園	1		清和園遊園	1	
	五反島公園	1		あいあい遊園	1	
	川園公園	1		小計	3	
	垂水上池公園	1	緑地	千里緑地(第4緑地)	1	
	千里丘上公園	1		小計	1	
	長野公園	1				
	岸部新町しろやま公園	1		便所設置公園数	49	
小計	28		便所設置数	56		

※吹田市では、「都市公園等整備・管理方針」において、都市公園の価値向上を通じた都市魅力の向上を効果的かつ効率的に図るため、面積規模が大きく都市全体への多機能性の発揮ポテンシャルが高い8箇所を**主要な都市公園**と位置づけています。

(2)設置現況図

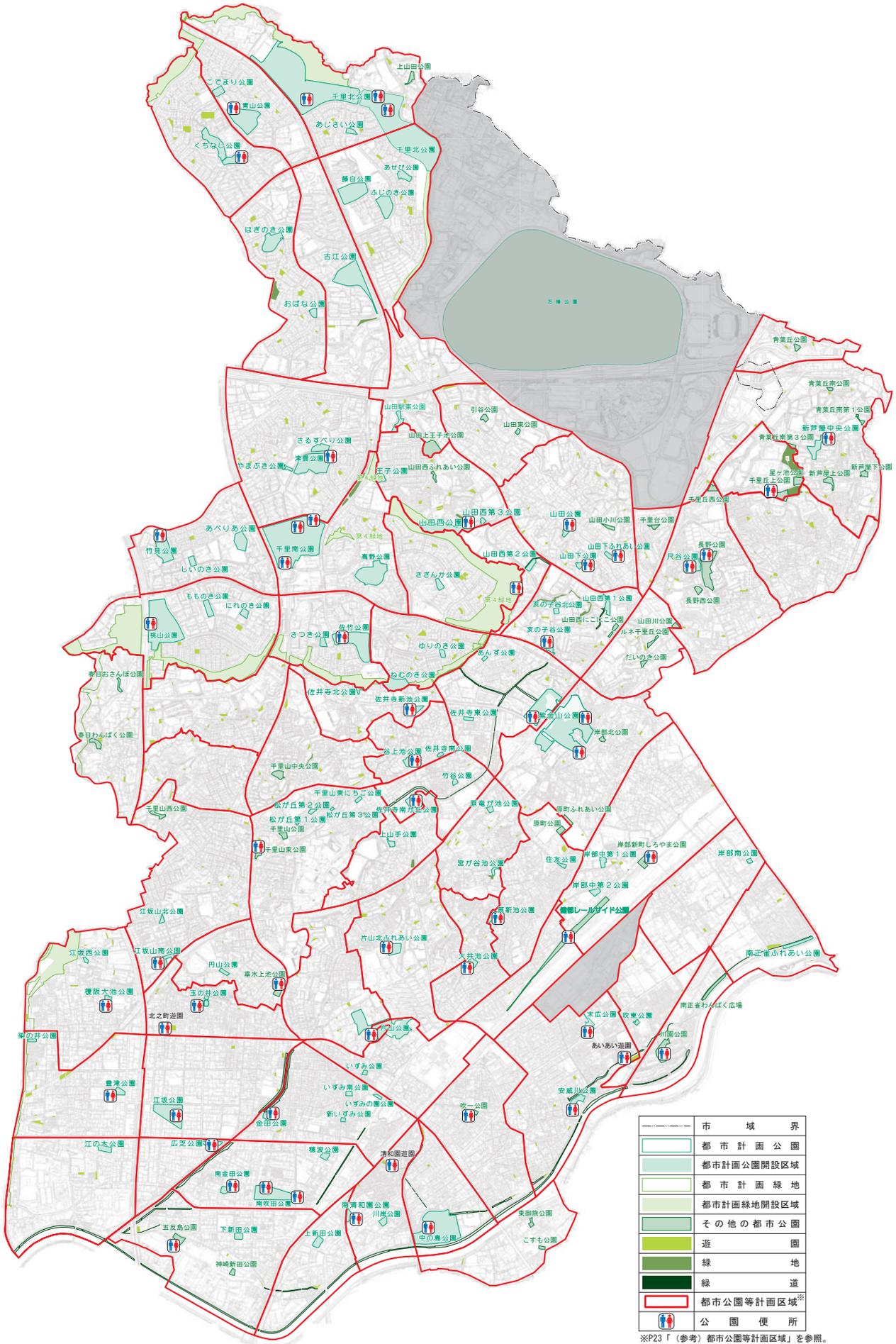


図2-1-1 公園便所の設置現況図（令和元年度（2019年度）末現在）

## 2 現況調査

既設公園便所の現況を把握し、本計画策定における基礎データとするため、令和元年度（2019年度）に全56箇所について、各種調査を実施しました。

### (1) 建築年数と処分制限期間

各公園便所の建築年数と処分制限期間の超過状況を調査しました。

処分制限期間とは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条※」に基づく制限を受ける期間のことであり、公園便所の処分制限期間は、「国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年（2000年）12月21日、総理府・建設省令第9号）」の類似施設から引用しました。

また、「公園施設長寿命化計画（平成24年度（2012年度））」では、公園便所の管理類型を「予防保全型管理」に分類し、図2-2-1のとおり補修等を行うことで更新時期の長寿命化を図ることとしています。

なお、処分制限期間の超過状況に関わらず、対策による延命措置が可能であると判断する場合は「補修等」、不可能であると判断する場合は「更新等」を行うことができます。

#### 結果と考察

- 表2-2-1のとおり 13箇所（約2割）が築30年を経過しています。
- 表2-2-2のとおり 17箇所（約3割）が処分制限期間を超過しています。

表 2-2-1 建築年数（令和元年度（2019年度）末時点）

建築年数	箇所数	比率
50年以上	2箇所	4%
40～50年	3箇所	5%
30～40年	8箇所	14%
20～30年	22箇所	39%
20年未満	21箇所	38%
総数	56箇所	

表 2-2-2 処分制限期間（令和元年度（2019年度）末時点）

設置年	建物の主要部材	処分制限期間	超過数	非超過数
H16年（2004年）以前	鉄・アルミ	25年	15箇所	17箇所
	コンクリート	45年	2箇所	12箇所
H17年（2005年）以降	鉄（肉厚3～4mm）建築	38年		2箇所
	コンクリート	50年		8箇所
総数			17箇所	39箇所
比率			30%	70%

※補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律・同法律施行令（抄）

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

（財産の処分の制限）

第二十二條 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令

（財産の処分の制限を適用しない場合）

第十四條 法第二十二條ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第七條第二項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合
- 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合

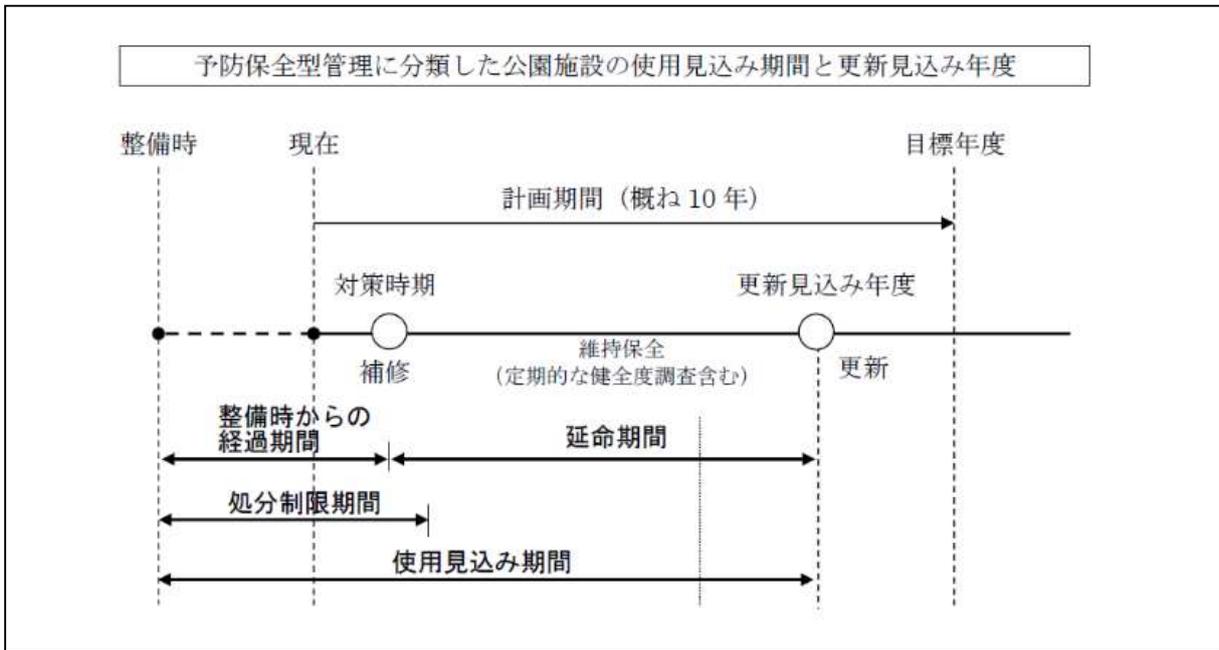


図 2-2-1 管理類型を予防保全型管理に分類した公園施設の補修・更新時期の例

（出典：公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改訂版】（平成 30 年（2018 年）10 月、国土交通省））

(2) 都市公園移動等円滑化基準の適合状況

バリアフリー化の基準適合状況を調査しました。「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（改訂版）（平成 24 年（2012 年）3 月、国土交通省）」と「ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり（改訂版）都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（改訂版）の解説（平成 29 年（2017 年）3 月、一般社団法人日本公園緑地協会）（以下、「移動等円滑化整備ガイドラインの解説」という。）」に示される基準に則り、特定公園施設\*である「便所」と、「移動等円滑化園路（公園の出入口と便所間の経路を構成する園路）との接続」の適合状況を判定しました。特定公園施設「便所」と「移動等円滑化園路との接続」のイメージは、図 2-2-2 のとおりです。

\*特定公園施設とは、バリアフリー新法第 2 条第 13 号に規定される「移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設」をいいます。具体的には、都市公園の出入口・駐車場と主要な公園施設間の経路を構成する園路・広場、屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識です。なお、特定公園施設の新設等には、都市公園移動等円滑化基準への適合義務が生じます。

結果と考察

- 「公園便所」は、51 箇所（約 9 割）が不適合です。
- とりわけ「公園便所」の適合化項目のうち「多機能便房」は、設置している公園便所 33 箇所のうち 28 箇所と設置していない公園便所 23 箇所を合わせた 51 箇所（約 9 割）が不適合です。前者は、簡易な設備改修を行うことで適合するものもありますが、後者は、改修と補修で適合することは難しいため、撤去または更新の際に随時対応する必要があります。
- 「移動等円滑化園路との接続」は、34 箇所（6 割）が不適合です。要因としては、公園の出入口における水平面を確保できていない箇所や園路の勾配が基準値を超える箇所が多数ありました。公園便所の更新の際には、園路の再整備や既設公園便所の移設の検討が必要となります。

表 2-2-3 「便所」と「移動等円滑化園路との接続」の適合状況（令和元年度（2019 年度）末時点）

適合化項目	適合		不適合	
	箇所数	比率	箇所数	比率
A：便所（「移動等円滑化園路との接続」を除く全ての項目）	5 箇所	9%	51 箇所	91%
B：移動等円滑化園路との接続	22 箇所	39%	34 箇所	61%
AとBのいずれもが適合の場合は適合	3 箇所	5%	53 箇所	95%
AとBのいずれかが不適合の場合は不適合				

表 2-2-4 「多機能便房」の設置状況と適合状況（令和元年度（2019 年度）末時点）

多機能便房の種類	設置状況		適合		不適合	
	箇所数	比率	箇所数	比率	箇所数	比率
A：多機能便房	19 箇所	59%	4 箇所	9%	15 箇所	50%
B：簡易型多機能便房	14 箇所		1 箇所		13 箇所	
AとBのいずれもが非設置	23 箇所	41%				

※多機能便房の詳細は、「第 5 章 公園便所の仕様標準 2 バリアフリー」を参照。

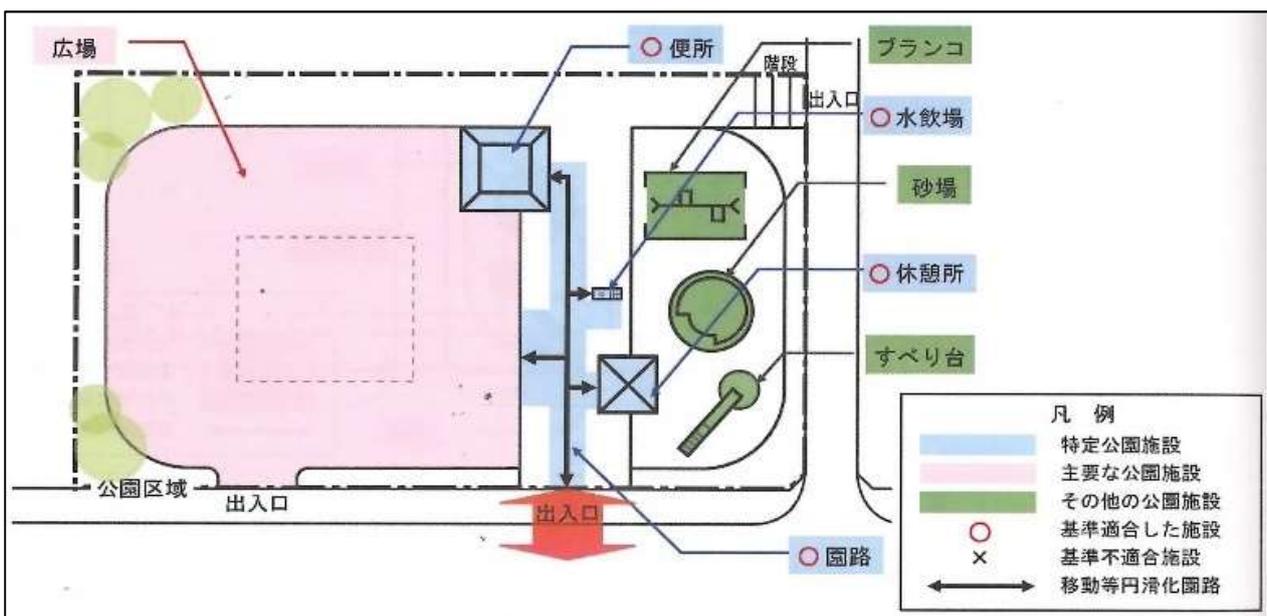


図 2-2-2 特定公園施設「便所」と「移動等円滑化園路との接続」イメージ

（出典：移動等円滑化整備ガイドラインの解説）

### (3) 気づき(位置、見通し、明るさ、快適性、臭い)

位置、見通し(防犯面)、明るさ、快適性(劣化・汚損)、臭いの各項目について、測定器具を用いず目視等による現地調査を行い、市が任意に設定した指標に基づき段階評価しました。

#### ① 位置

公園利用者にわかりにくい設置箇所となっていないか確認するため、公園便所や案内板等の目視により、位置を調査しました。

##### 評価結果

- 「容易にわかる」は、47箇所(約8割)でした。
- 「目立たないが案内等でわかる」は、3箇所(約1割)でした。要因としては、近隣公園以上の規模の公園において、公園の出入口や主要な公園施設から離れた位置に設置されていることと、周辺が樹木に覆われていることが挙げられます。
- 「わかりにくい」、「非常にわかりにくい」は、合わせて6箇所(約1割)でした。要因としては、主要な公園施設と高低差のある位置に設置されていることや、公園便所の標識表示がわかりにくいこと等が挙げられます。

表 2-2-5 位置(令和元年度(2019年度)末時点)

評価基準	箇所数
容易にわかる	47箇所
目立たないが案内等でわかる	3箇所
わかりにくい	5箇所
非常にわかりにくい	1箇所
総数	56箇所

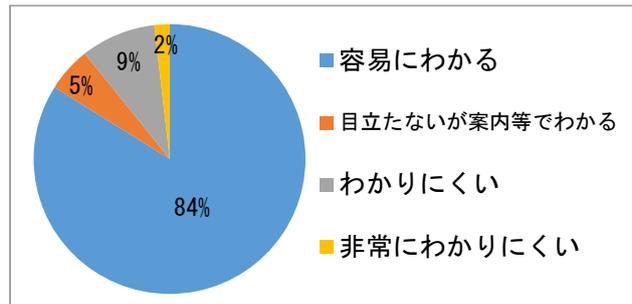


図 2-2-3 位置(令和元年度(2019年度)末時点)

#### ② 見通し(防犯面)

主に犯罪が発生しやすい環境となっていないか確認するため、公園便所周辺の外部からの目視により、見通しを調査しました。

##### 評価結果

- 「良い」は、43箇所(約7割)でした。
- 「悪い」は、12箇所(約2割)でした。要因としては、樹木の繁茂や、自動販売機等の施設が公園便所周辺に設置されていること等が挙げられます。

表 2-2-6 見通し(防犯面)(令和元年度(2019年度)末時点)

評価基準	箇所数
良い	43箇所
悪い	12箇所
閉鎖中	1箇所
総数	56箇所

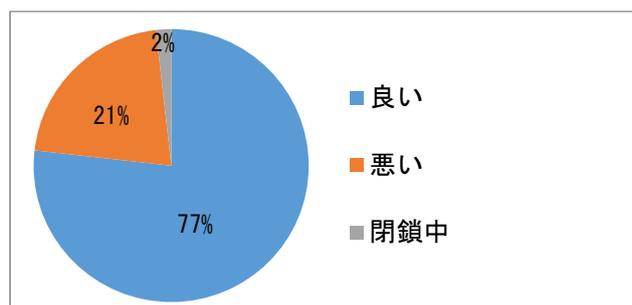


図 2-2-4 見通し(防犯面)(令和元年度(2019年度)末時点)

### ③ 明るさ

公園便所内が暗くて足元や設備等が見えにくい環境となっていないか確認するため、晴天時の日中に目視により、明るさを調査しました。

#### 評価結果

- 「とても明るい」、「明るい」は、合わせて22箇所（約4割）でした。
- 「薄暗い」、「暗い」は、合わせて33箇所（約6割）でした。要因としては、天井や窓付近の樹木等の影や、破損した窓ガラスをベニヤ板等の不透明性のもので補修していること等が挙げられます。

表 2-2-7 明るさ（令和元年度（2019年度）末時点）

評価基準	箇所数
とても明るい	6箇所
明るい	16箇所
薄暗い	28箇所
暗い	5箇所
閉鎖中	1箇所
総数	56箇所

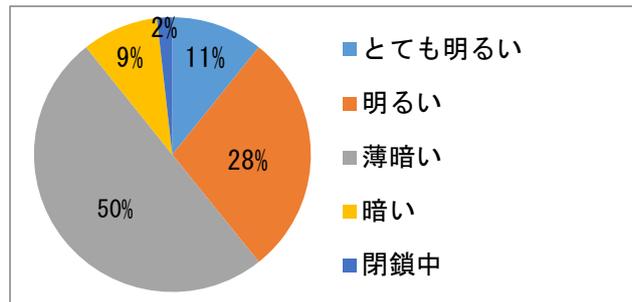


図 2-2-5 明るさ（令和元年度（2019年度）末時点）

### ④ 快適性(劣化・汚損)

公園便所本体や設備等の劣化・汚損により利用者に不快感を与える環境となっていないか確認するため、目視により、快適性を調査しました。公園便所の構造や設備が、日常清掃では改善できないような汚損、破損、経年劣化等により快適性を失っていないか等の視点で評価しました。

#### 評価結果

- 「全体的にとっても快適」、「全体的に快適」は、合わせて17箇所（3割）でした。
- 「全体的に快適であるが一部不快」は、6箇所（約1割）でした。要因としては、扉やベビーカー等の施設が破損し、適切な補修ができていないことが挙げられます。
- 「全体的に不快」、「全体的にとっても不快」は、合わせて32箇所（約6割）でした。要因としては、建築物の老朽化、利用者マナーの悪さ、落書き・破損等によるものが挙げられます。

表 2-2-8 快適性(劣化・汚損)（令和元年度(2019年度)末時点）

評価基準	箇所数
全体的にとっても快適	3箇所
全体的に快適	14箇所
全体的に快適であるが一部不快	6箇所
全体的に不快	26箇所
全体的にとっても不快	6箇所
閉鎖中	1箇所
総数	56箇所

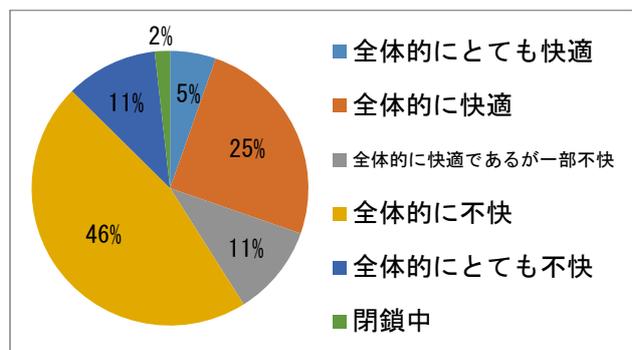


図 2-2-6 快適性(劣化・汚損)（令和元年度(2019年度)末時点）

⑤ 臭い

公園便所内に利用者に不快感を与える臭いが発生していないか確認するため、「6段階臭気強度表示法」による評価基準を活用し、嗅覚により、臭いを調査しました。

評価結果

- 「無臭」、「やっと感知できるにおい」、「何のにおいかかわかる弱いにおい」は、合わせて26箇所（約5割）でした。
- 「らくに感知できるにおい」、「強いにおい」、「強烈なにおい」は、合わせて29箇所（約5割）でした。要因としては、建築物の経年劣化により臭いが染みついていることや、利用者マナーの悪さ（壁面や床への尿跳ねや尿こぼれ）、日常清掃による問題等が挙げられます。

表 2-2-9 臭い（令和元年度（2019年度）末時点）

評価基準	箇所数
無臭	7箇所
やっと感知できるにおい	10箇所
何のにおいかかわかる弱いにおい	9箇所
らくに感知できるにおい	14箇所
強いにおい	12箇所
強烈なにおい	3箇所
閉鎖中	1箇所
総数	56箇所

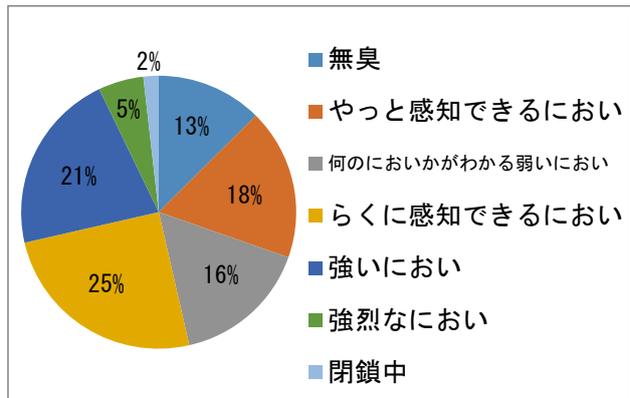


図 2-2-7 臭い（令和元年度（2019年度）末時点）

(4) 都市公園における避難地指定状況

「地域防災計画（令和元年（2019年）7月）」において、避難地（広域避難地・一時避難地）に指定されている都市公園と公園便所設置数は、表 2-2-10 と表 2-2-11 のとおりです。

表 2-2-10 広域避難地

公園種別	公園名	公園便所設置数
総合公園	千里南公園	3箇所
	千里北公園	3箇所
	柴金山公園	3箇所
地区公園	中の島公園	1箇所
	片山公園	1箇所

表 2-2-11 一時避難地

公園種別	公園名	公園便所設置数	公園種別	公園名	公園便所設置数
地区公園	桃山公園	1箇所	近隣公園	江坂公園	1箇所
	近隣公園	津雲公園		1箇所	佐井寺南が丘公園
佐竹公園		1箇所		高野公園	0箇所
竹見公園		1箇所		ねむのき公園	0箇所
青山公園		1箇所		藤白公園	0箇所
南吹田公園		2箇所		古江公園	0箇所

(5)現況調査結果概略図

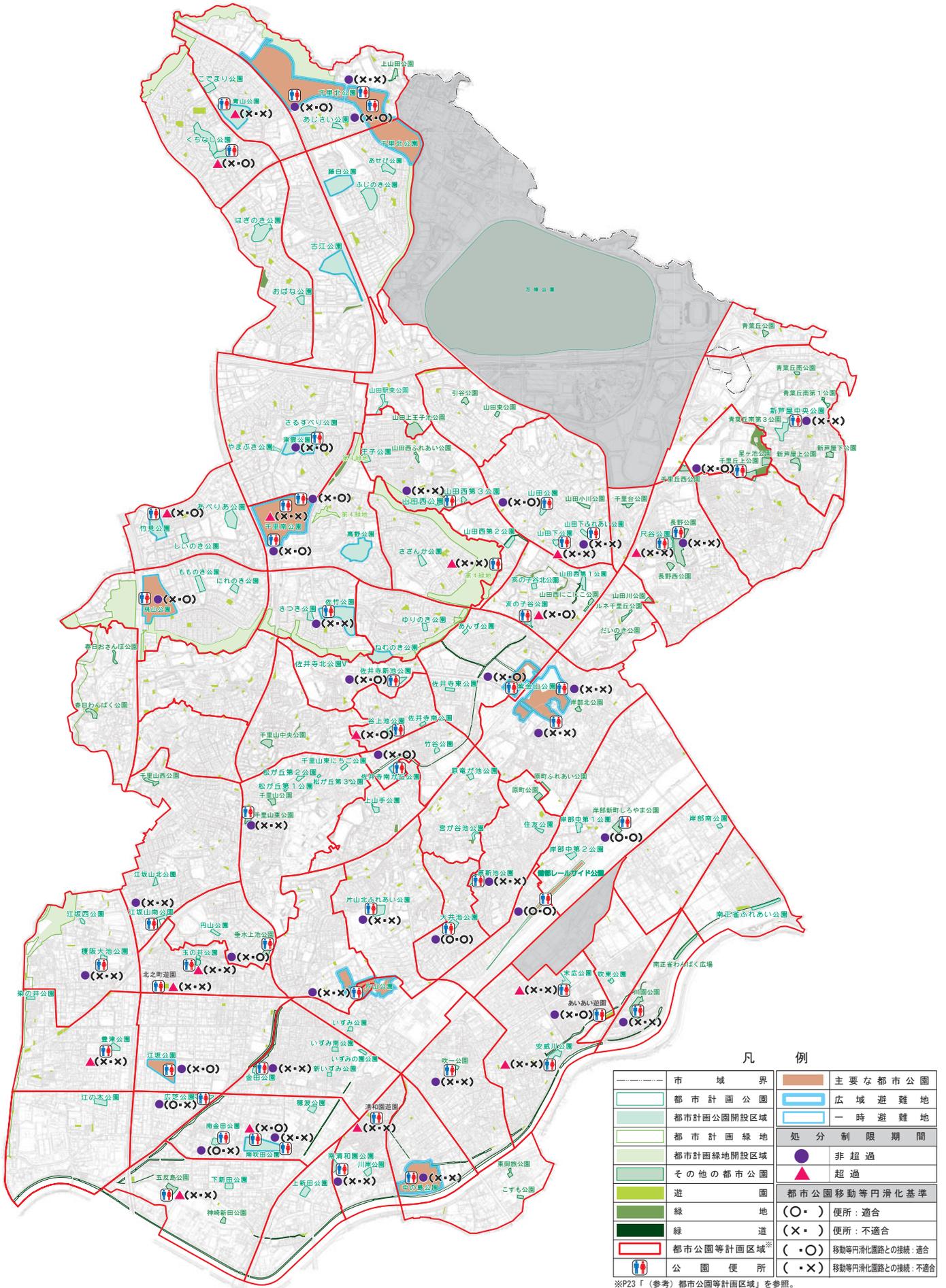


図2-2-8 公園便所の現況調査結果概略図（令和元年度（2019年度）末現在）

### 3 維持管理の現状

#### (1)維持管理費

公園便所の維持管理費は、点検、清掃、補修・改修、光熱水使用、消耗品購入等に関する様々な費用から構成されます。このうち、他の施設と分離して発注している清掃業務の平成30年度（2018年度）業務別執行額は、表2-3-1のとおりです。

便所清掃業務は、27,362,158円であり、清掃業務において最も大きい約4割を占めます。1箇所あたりの平均は、約489千円/箇所・年（27,362,158円/56箇所・年）です。（各公園便所の清掃費は、「資料編 資料5 公園便所の維持管理費（清掃費）」を参照。）

表 2-3-1 平成30年度（2018年度）清掃業務の業務別執行額

業務区分	執行額（税8%）
園内落葉清掃業務	2,172,500
ゴミ回収業務	10,500,324
公園等清掃業務	18,001,232
便所清掃業務	27,362,158
敷洗い清掃業務	7,664,687
公共下水道及び水路等清掃業務	2,037,058
公園等清掃業務	2,932,868
総額	70,670,827

※「公園等の維持管理モデル検討業務（令和元年度（2019年度））」における、都市公園等の管理業務に係る費用を費用区分別に集計した資料を参考に算出したものです。

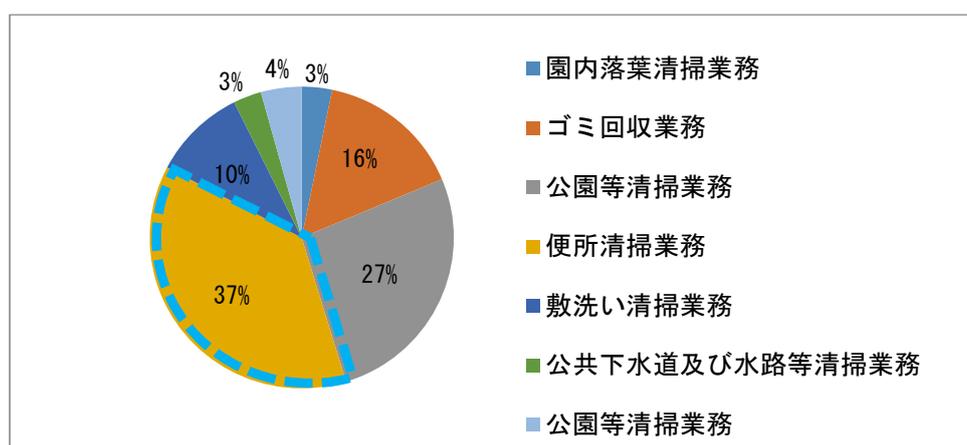


図 2-3-1 平成30年度（2018年度）清掃業務の執行額の業務別構成比率

## (2)市民要望

### ① 設置に関する要望

平成 27 年度（2015 年度）から令和元年度（2019 年度）までの過去 5 年において、「市民の声」や「自治会の要望書」等を通じた公園便所設置に関する要望は、表 2-3-3 のとおりです。ただし、要望者が個人の場合は除きます。

表 2-3-3 公園便所設置に関する要望一覧（平成 27 年度（2015 年度）～令和元年度（2019 年度））

年度	公園名	公園種別
平成 27 年度（2015 年度）	ねむのき公園※	近隣公園
平成 28 年度（2016 年度）	佐井寺北公園	街区公園
	佐井寺南公園	街区公園
平成 29 年度（2017 年度）	佐井寺南公園	街区公園
平成 30 年度（2018 年度）	佐井寺南公園	街区公園
令和元年度（2019 年度）	佐井寺南公園	街区公園
	古江公園※	近隣公園
	江の木公園※	街区公園

※「第 4 章 公園便所の設置基準」に合致する公園便所設置対象公園

### ② 維持管理に関する要望

#### a) 補修・改修

公園施設の老朽化が進む中で、遊具や安全柵等は適宜更新を行っていますが、公園便所の多くは必要最低限の補修・改修による延命措置を講じている状況です。このような管理状況にあって、市民からは「扉や便器等の便所設備の破損に対する補修」や「和式便器の洋式便器への改修」など、補修・改修に関する様々な要望が寄せられています。

#### b) 衛生環境

大規模な商業施設等では、清掃者が施設内に駐留し、数時間毎の定期清掃を行うことで、便所が清潔に保たれています。一方、吹田市の公園便所は、不特定多数が利用する施設であるにも関わらず、清掃頻度が週 2～3 回であるため、衛生環境を良好に保つことは難しいです。このような管理状況にあって、「清掃頻度の増加」や「使用マナーに関する啓発看板の設置」など、衛生環境の改善に関する要望が多数寄せられています。

#### c) 防犯

周辺の樹木が繁茂するなどし、外部からの公園便所の視認性が悪い例が見られます。反対に、外部から公園便所内の様子が見え過ぎる例も見られます。そのため、「公園便所の見通しの改善」や「目隠し扉の設置」など、防犯対策に関する様々な要望が寄せられています。

## 4 市民意識

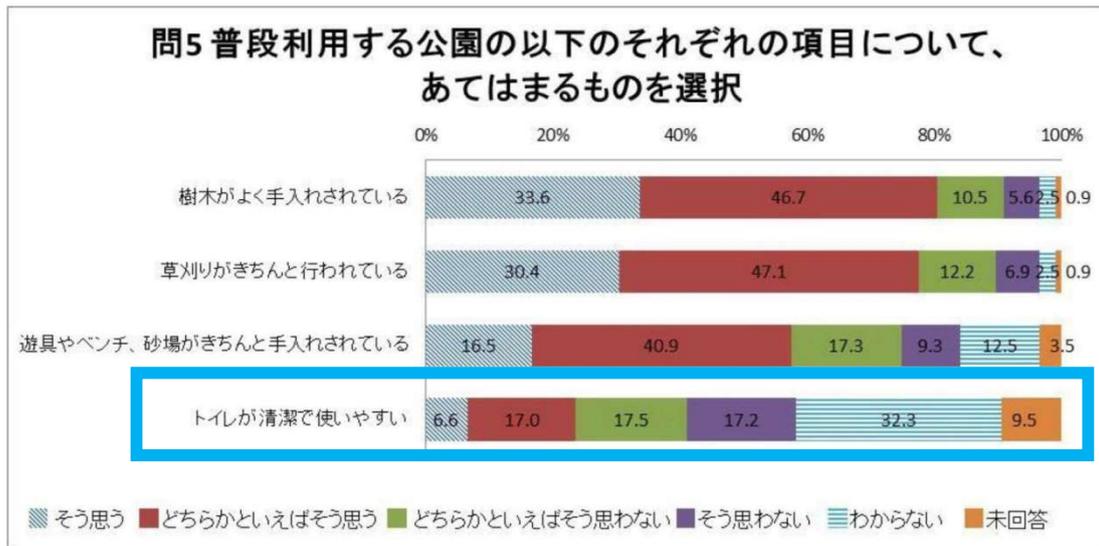
平成 29 年度（2017 年度）に吹田市が実施した「吹田市の公園とみどりに関するアンケート調査」において、公園便所の維持管理に対する評価は図 2-4-1 のとおりであり、他の項目と比較して低評価となっています。

### 問5 公園の維持管理の評価

普段利用している公園の評価については、約 8 割の方が「樹木が良く手入れされている」、「草刈りがきちんとして行われている」に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答している。

「遊具やベンチ、砂場がきちんとして手入れされている」に対しては、少し評価が下がり、約 6 割の方が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答している。

「トイレが清潔で使いやすい」に対しては、トイレがない、利用しないといった理由から 4 割以上が「わからない」、または未回答となっている。「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人より、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と回答した人が多くっており、他の項目より評価が低くなっている。



回答数	樹木等	草刈り	遊具等	トイレ
そう思う	185	167	91	36
どちらかといえばそう思う	257	259	225	93
どちらかといえばそう思わない	58	67	95	96
そう思わない	31	38	51	94
わからない	14	14	69	177
未回答	5	5	19	52
計	550	550	550	548

図 2-4-1 公園の維持管理の評価

（出典：吹田市の公園とみどりに関するアンケート調査結果（平成 30 年（2018 年）3 月））

## 5 課題の整理

本章の1から4までを踏まえ、公園便所の課題を整理します。

### 課題1 老朽化と新設への対応

吹田市が管理する公園便所の約2割（13箇所/56箇所）は、設置後30年以上が経過しており、老朽化への対応が課題となっています。また、いくつかの自治会等からは、公園便所の新設に関する要望を受けており、新設への対応も課題となっています。

### 課題2 社会要請に対応する機能確保

既設公園便所の中には、設備の仕様が古く現在の生活様式やニーズに合っていないものや、明るさや見通し等の観点から安心かつ快適に使用できないものがあります。また、平成18年（2006年）以前に設置した公園便所の約9割は、「バリアフリー新法」と「都市公園移動等円滑化基準」の基準に適合していません。

さらに、公園の防災機能や魅力の向上に繋がる公園便所の整備も求められており、このような社会要請に対応する機能確保が課題となっています。

### 課題3 トータルライフサイクルコストの縮減

公園便所は、他の公園施設と比較してライフサイクルコストが高い施設です。また、今後、公園便所を取り巻くバリアフリー、防災、魅力向上等の社会要請に対応するためには、仕様変更に伴う更なるライフサイクルコストの増加が見込まれます。行財政運営の一層の効率化が求められている状況にあって、単体のライフサイクルコストの縮減はもちろん、市全体のトータルライフサイクルコストの縮減が課題となっています。

### 課題4 衛生環境と防犯の向上

公園便所の整備・管理状況は、利用者の関心が高く、ひいては公園全体の印象や満足度を決定づける要因となり得ます。この点において、公園便所は重要な公園施設であるにも関わらず、利用者の多くがいわゆる便所の3K「暗い・臭い・汚い」を感じており、衛生環境と防犯に対する評価は低い状況です。今後、安全・安心・快適・高質な都市公園等の環境整備を推進する上で、衛生環境と防犯の向上が課題となっています。